

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 6 月29日

【会社名】 株式会社ナカノフドー建設

【英訳名】 NAKANO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 飯 塚 隆

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段北四丁目 2 番28号

【電話番号】 03-3265-4661(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 渡 邊 博 之

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区九段北四丁目 2 番28号

【電話番号】 03-3265-4661(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 渡 邊 博 之

【縦覧に供する場所】 株式会社ナカノフドー建設 名古屋支社
(名古屋市中区丸の内三丁目20番 3 号)
株式会社ナカノフドー建設 大阪支社
(大阪市西区阿波座二丁目 4 番23号)
株式会社ナカノフドー建設 東関東支店
(千葉市中央区登戸一丁目13番22号)
株式会社ナカノフドー建設 北関東支店
(さいたま市浦和区岸町七丁目 9 番17号)
株式会社ナカノフドー建設 横浜支店
(横浜市中区相生町六丁目104番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2026年6月26日開催の当社第84回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

<会社提案(第1号議案から第3号議案)>

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金38円

配当総額 1,305,829,910円

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、飯塚 隆、大島義信、小古山 昇、高尾 功、前澤 孝、福田 誠、小高光晴及び松田 浩の8名を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、加藤頼宣を選任する。

<株主提案(第4号議案から第7号議案)>

第4号議案 定款一部変更(相談役・顧問等の廃止)の件

相談役・顧問等の廃止について定款に定める。

第5号議案 定款一部変更(取締役および相談役・顧問等の報酬の個別開示)の件

取締役および相談役・顧問等の報酬の個別開示について定款に定める。

第6号議案 剰余金の処分の件

普通株式1株当たりの配当額として、金100円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額を配当する。

第7号議案 自己株式の取得の件

本定時株主総会終結のときから1年以内に当社普通株式を、株式総数176万株、取得価格の総額26億円を限度として、金銭の交付をもって取得する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合) (注)4
<会社提案>					
第1号議案 剰余金の処分の件	269,780	1,866	0	(注)1	可決 (95.01%)
第2号議案 取締役8名選任の件				(注)2	
飯塚 隆	254,864	16,782	0		可決 (89.76%)
大島 義信	268,884	2,761	0		可決 (94.69%)
小古山 昇	268,922	2,723	0		可決 (94.71%)
高尾 功	269,577	2,068	0		可決 (94.94%)
前澤 孝	269,573	2,072	0		可決 (94.94%)
福田 誠	267,947	3,698	0		可決 (94.36%)
小高光 晴	267,433	4,212	0		可決 (94.18%)
松田 浩	270,382	1,264	0		可決 (95.22%)
第3号議案 監査役1名選任の件				(注)2	
加藤 頼宣	265,006	6,638	0		可決 (93.33%)
<株主提案>					
第4号議案 定款一部変更(相談 役・顧問等の廃止)の 件	24,925	240,490	0	(注)3	否決 (8.78%)
第5号議案 定款一部変更(取締役 および相談役・顧問 等の報酬の個別開示) の件	29,995	235,422	0	(注)3	否決 (10.56%)
第6号議案 剰余金の処分の件	23,540	241,875	0	(注)1	否決 (8.29%)
第7号議案 自己株式の取得の件	23,249	242,166	0	(注)1	否決 (8.19%)

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
4. 賛成の割合につきましては、本総会当日出席の株主全員の議決権数を分母に加算して計算しております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上